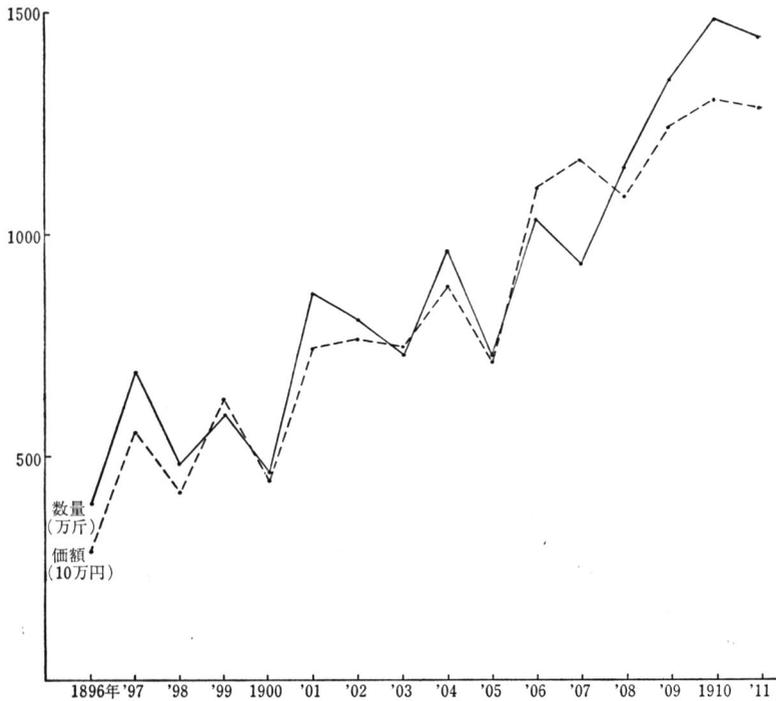


図3-7 横浜からの生糸輸出（1896—1911年）



注 『大日本外国貿易年表』の数値。『横浜市史』資料編2 85ページによる。

絹織物・絹製品の輸出の中心は、羽二重である。横浜からの絹織物輸出は、一八九七年の九五六万円から一九一一年の三二六八万円へと、約三・四倍の増加を示した。このうち、羽二重は九〇％以上を占めている。羽二重の全国輸出における横浜の割合は、九四―九九％で、生糸輸出とほぼ同様に、一港輸出体制となっている。

羽二重の主要輸出先は、フランス・アメリカ・イギリス・インドなどで、一八九七年の輸出相手国構成比は、アメリカ三七、フランス二八、イギリス（香港を含む）一八、インド二二、一九一一年は、フランス三一、イギリス（香港を含む）二二、インド一七、アメリカ一二であり、生糸とは異なって相手国は特定国に集中せず順位も変動的である（『横浜市史』資料編二 一八一ページ）。アメリカやフランスの絹織物業と

表3-57 横浜主要輸入品(1897-1911年)

年次	綿織物	毛織物	綿糸	綿花	羊毛	米	砂糖	鉄鋼	機械	染料	薬品	石油	紙	油粕	その他	輸入総額
年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	万円
1897	6.1	6.0	6.8	6.1	1.0	4.8	12.3	8.9	20.4	3.2	3.1	4.0	1.5	0.2	15.6	8,684
1898	5.6	5.3	5.1	4.8	1.4	13.3	13.0	8.5	9.0	2.9	4.0	2.7	1.9	0.4	22.1	11,101
1899	6.2	5.8	4.4	8.2	4.4	1.4	11.8	10.2	5.6	3.9	5.7	4.9	1.6	1.7	24.2	7,645
1900	7.9	8.4	4.4	5.2	3.1	1.9	11.9	13.8	6.1	3.7	3.1	5.3	2.5	0.6	22.1	10,978
1901	5.0	3.8	4.5	6.7	2.7	1.6	18.5	9.6	8.5	3.2	2.7	7.2	1.7	1.4	22.9	8,853
1902	8.2	4.5	1.5	9.1	3.1	7.4	7.5	9.1	7.7	3.6	3.1	7.2	2.8	2.1	23.1	8,929
1903	4.5	3.9	0.5	5.5	3.1	17.9	9.9	10.0	6.3	3.2	2.4	2.5	2.2	2.4	25.7	11,088
1904	3.9	2.5	0.2	4.1	4.7	19.3	7.2	8.0	6.3	1.9	2.6	3.9	1.7	0.4	33.3	13,634
1905	4.8	6.7	0.6	7.6	5.2	12.6	2.9	10.1	6.7	1.4	2.6	2.0	2.2	1.5	33.1	18,872
1906	4.8	7.7	2.3	6.1	6.5	8.5	6.6	9.3	8.7	2.3	2.6	2.2	3.2	2.5	26.7	14,907
1907	3.9	3.3	0.8	8.4	6.1	6.4	4.5	11.3	6.8	2.5	3.9	2.4	2.9	2.6	34.2	17,249
1908	5.0	2.0	0.5	10.8	2.2	4.7	5.2	12.7	8.0	2.9	4.5	2.4	2.4	4.3	32.4	15,129
1909	4.1	2.6	0.4	13.7	4.9	2.9	4.3	7.6	5.0	3.1	4.8	2.5	3.7	6.2	34.2	13,100
1910	3.2	3.7	0.1	15.6	6.3	1.3	3.5	6.1	3.6	2.5	5.8	3.7	3.2	3.9	37.5	15,428
1911	3.2	3.4	0.1	12.8	8.7	4.1	1.8	9.6	5.4	2.5	6.1	2.6	2.3	4.8	32.6	17,583

注 『大日本外国貿易年表』の数値。総額は1000円位で4捨5入。「その他」は、表出数値の残差として計算した。『横浜市史』資料編2 106, 108, 111, 112, 114, 116-118, 120, 123, 125, 129, 131ページによる。但し、「綿織物」の1898-1906年、毛織物の1897-1906年、「鉄鋼」の1907-1911年は、『横浜市史』第4巻上14ページの数値による。

の激しい競争のなかで、両国政府の自国産業保護のための関税政策に大きな影響を受けながら、日本の絹織物輸出は拡大したのである。

輸出絹織物の生産地は、一八九七ころは、福井・群馬・栃木が主であったが、一九一一年ころには、福井・石川・福島・新潟が主となった。福井は、重目羽二重、福島は軽目羽二重と、産出品種には地域差がみられる。

輸入品の 横浜輸入の主要品の構成比をみると表
構成 三―五七のとおりである。明治後期の

横浜輸入の特徴は、綿織物・毛織物の比重低下とそれにかわる綿花・羊毛の比重増大、砂糖の比重の低下、紙類・油粕など新しい重要輸入品の拡大などである。

綿業関係三品、綿織物・綿糸・綿花の横浜輸入額の推移を図示すると、図三―八のようになる。綿織物輸入はほぼ横ばいであり、綿糸輸入は、減少を続けて一九〇二年以降はほとんど無視できる程度の大きさと

図3-8 綿業関係品の横浜輸入（1896—1911年）



注 『大日本貿易統計年表』の数値。『横浜市史』資料編2 116, 118ページによる。綿織物の1898—1906年は、『横浜市史』第4巻上 14ページの数値。

った。綿花輸入は、一九〇四ころまでは横ばい状態であるが、一九〇五年の急増以降、増加傾向に入り、一九一一年には、一九〇四年の四倍をこえる額に達した。全国の綿花輸入も、一八九七—九八年、一九〇〇—〇一年の二度の恐慌による紡績業の停滞を反映して、一九〇四ころまではあまり伸びず、一九〇五年以降に急増する。とはいえ、全国綿花輸入額は、一九〇四年から一九一一年にかけて約二倍に拡大した程度であるから、横浜の綿花輸入の拡大傾向は、特に著しい。これは、富士紡（富士瓦斯紡）や日清紡など関東地方に出現した大紡績会社の活動が盛んになったことを反映している。

綿花の輸入相手国は、明治末期の全国輸入では、インド・アメリカ・中国・エジプトの順に多かったが、一九〇九年の横浜輸入では、アメリカ・中国・インド・エジプトの順となっており、アメリカ綿花の比重が高いという特徴があらわれている（『横浜市史』第四巻

下六六一ページ、第六一表)。これは、高番手の細糸を生産する紡績会社が東日本に比較的多かったために、良質長繊維のアメリカ綿花の需要が大きかったことによる。急増した綿花輸入は、横浜輸入における綿花の地位を高め、一九〇九年以降、綿花は第一位商品となった。全国輸入額に対する横浜輸入の割合は、一八九七年の一二割から一九一一年には一五割に若干拡大している。

羊毛の輸入も拡大した。一八九七年の羊毛輸入は、八八万斤、九六万円であったのが、一九一一年には、一三四万斤、二五四万円となり、数量で一・五倍、価額で二・六倍になった。綿花とは異なって、羊毛輸入では横浜が主要港であり、全国輸入に対する横浜輸入の割合は、縮小傾向にはあるが、一八九七年で八〇割、一九一一年で六六割となっている。

砂糖輸入は、一八九〇年代に入ってから、横浜輸入の第一位を占める年が多かったが、一九〇〇年代に入ると急速に縮小していった。これは、日清戦争によって台湾を領有し、原料生産基地を確保したのちに、日本の精糖業が急速に発達した結果であった。いうまでもなく、台湾からの粗糖・精糖の移入は拡大し続ける。

紙類の輸入は、国内の洋紙需要の拡大とともに増加したのであり、中国からの油粕輸入も、一八九〇年代末ころから急速に拡大した。

第二節 貿易金融の発展

一 明治前期の貿易金融

すでに第二編で述べたとおり、横浜の金融機構の発展は生糸金融によって代表される国内商業金融と貿易金融を二つの軸としてなされてきた。このうち貿易金融については、商法司↓通商司↓横浜為替会社↓前期第二国立銀行↓後期第二国立銀行を経て、横浜正金銀行の設立へと展開していく。この流れは、また生糸金融の機能を果たす金融機構の発展の姿でもあることから、初めは同一の金融機構が生糸金融と貿易金融の両者の機能を果たしていたのであるが、徐々に両者が分かれ、結局は別々の金融機構によってそれぞれの機能を分担するにいたるのである。その底には、居留地貿易から直輸出運動の展開への大きな飛躍があり、またその成功のあとがみられるのである。すなわち、直輸出の比率が高くなるまでは、居留地貿易であり、その限りでは貿易金融といっても、国内の生糸金融と截然と分ける必要はなかった。全国の為替会社のなかで、横浜替為会社のみが横浜第二国立銀行に移行したひとつの大きな理由が洋銀券発行業務の継承であったことも、この間の事情を説明している。しかし、直輸出が開始されると、独自の貿易金融機関を必要とするようになる。これが、横浜正金銀行である。また、そこに横浜正金銀行のみが、他の横浜の銀行と異なって、全国的な基盤で設立される必然性があったのである。そこで本節では、直輸出運動を背景に、独自の貿易金融機構である横浜正金銀行の設立過程と同行の果たした役割を考察してみよう。

洋銀騰貴防止

明治十年（一八七七）代前半において、紙幣の過剰発行によって激しいインフレーションをひき起こし、紙

政策の展開

幣価値の著しい低下をもたらしたことは第二編でふれたとおりである。この結果、輸入の増大、正貨の流出という事態を招き、さらには銀貨に対する需要増加から銀貨の異常な騰貴を生じた。ロンドンの銀塊相場が低落し、世界全体における銀の対金価値が低下するなかで、ひとりわが国の銀貨相場のみ上昇を続けた。そこで、わが国の貿易収支の均衡をはかるためには、銀貨の騰貴をおさえ、物価の安定に努めることが必要となった。当時の大蔵卿大隈重信は、インフレーションの原因を紙幣の過剰発行より銀貨の供給不足に求め、この観点からする洋銀騰貴防止政策を実施した。その内容には、(一)準備

金における銀貨貸出し、(二)洋銀取引所の設置、(三)殖産興業のための準備、(四)銀貨供給のための金融機関の設立の四つが含まれていた。

まず、準備金からの洋銀貸出しについては、一八七九(明治十二)年、第二国立銀行および三井銀行の二行に銀貨二四〇万円を託して、市場に売却せしめた。この結果、一時的には銀貨は下落を示すが、売却をゆるめると再び騰勢を示した。そこで一八八〇年にたって、さらに第一、第二両国立銀行および三井銀行を通じて六〇〇万円の銀貨を、また横浜正金銀行を通じて一八万五〇〇〇円の銀貨を売却した。このため、銀貨相場は下落を示すが、今回もまた銀貨の売却を少しの間でも中止すると、再び銀貨の騰貴を招いた。そこで政府は、銀貨相場を低い水準にとどめるだけの銀貨売却の続行は不可能であるとし、一八八〇年九月をもって銀貨の売却を中止するにいたり、この政策は失敗に帰した。

第二は、洋銀取引所の設置および取引所における銀貨の上場であった。横浜洋銀取引所は一八七九年二月に設立認可となり、翌三月に開業した。資本金は一二万円、初代の頭取は茂木惣兵衛であり、「株式取引所条例」にもとづいて運営された。この洋銀取引所設立に際して大隈重信が太政官にあてた上申書には、一八七八年以降の洋銀騰貴の原因が主として洋銀の投機取引に求められており、そのことから洋銀取引所の設置が不可避であると述べられている。横浜洋銀取引所のほか、東京株式取引所・大阪株式取引所においても金銀貨の上場がおこなわれ、正貨の取引の活発化を通じてその需給の調節と相場の安定をはかろうとした。こうした意味で、横浜洋銀取引所の設立も洋銀騰貴防止政策のひとつであるといえることができる。

銀貨騰貴防止政策の一環として、このほか準備金の殖産興業政策への使用もあげられるが、何ととっても防止政策の最大のものは貿易金融機関設立計画であった。

貿易金融機関 設立の要請

洋銀騰貴防止政策のひとつとして、貿易金融機関設立の要請がなされたことは前述のとおりである。当時、政府は銀貨騰貴の主たる原因が銀貨の不足にあり、銀貨の不足は銀貨の集散のための中心機関がなく、したがってその調節が不可能であると考えていた。こうした意味から、銀貨の需給を調節するための貿易金融機関の設立が要請されたのである。

貿易金融機関設立の要請は、これとは別の観点から、とくに横浜商人などによってなされてきたが、ここでは比較的大きな提案を二つをとりあげておこう。それはバッチェルダー(J=M=Bachelor(アメリカ人)による建白書と「貿易銀行条例」草案である。

まず、バッチェルダーによって提言された建白書「貨幣ノ政ヲ救匡スルノ策」(一八七九年と推定される)の主要な内容は、次のとおりである。すなわち、日米両資本を合して一大シルバールバンクを設立し、もって銀の需給の調節をはかろうとするものである。この銀行の資本金はいちおう一〇〇〇万円とし、業務の拡張に応じて五〇〇〇万円まで伸長することが可能となっている。また、この提言の基礎となった考え方は、銀の供給不足が紙幣価値の下落の原因であるという主張であって、その点、前述の大隈重信の考え方と相通するものであった。

つぎに、横浜正金銀行の設立以前と思われる時期に作成されたと思われる「貿易銀行条例」草案をとりあげておこう。同草案は、はじめに貿易銀行を政府が創立かつ管理する政府金融機関として位置づけている。このことから、政府部内にすでに貿易金融機関設立の意図があり、これがたまたま時期を同じうして起こった横浜正金銀行設立の運動と一致したものと思われる。さらに、同草案は貿易銀行はその本店を横浜港に置き、支店を全国各地に設置することと規定している。また、資本金は三〇〇万円を最低とし、日本貿易銀をもって払い込むこと、政府出資が半額を下らず、政府はたえず株主たること等を規定し

ているが、この条項も政府出資の比率が若干減少した以外、横浜正金銀行設立時の事情と同一のものとなっている。銀券発行については、資本金の一〇分の八を限度におこないたいとし、そのため銀券流通高の三分の一以上の貿易銀を支払準備として保有することも、草案に規定されていたが、この条項もちの横浜正金銀行設立願のなかに示された考え方と共通している。以上、いくつかの草案における条項を示してみた。この結果、政府の意図した貿易銀行構想とのちの横浜正金銀行の設立構想が類似していることが明らかとなった。このような意味で、政府側に、すでに銀貨騰貴防止政策の一環として、貿易金融機構を設立する計画が存在したといえることができる。

以上述べてきたように、洋銀の騰貴に対して、政府はつきつきとその防止政策を展開したのである。すなわち、はじめは銀貨の売却のような消極的なものであったが、やがて正金銀行のような銀貨の需給調節機能をもった貿易金融機関の設立へと結実していったのである。したがって、このような流れのなかで、横浜正金銀行設立の意義もとらえられなければならない。

二 横浜正金銀行の設立

銀行設立の 横浜正金銀行設立の動機については、いくつかの説明がなされていて、いずれが正しいのかを確定するのはむ

動機 ずかしい。しかし、どの説をとるにせよ、同行設立について二つの動機があったことは事実である。一つは前述した大隈重信による経済政策（洋銀騰貴防止政策）上の観点からする貿易金融機関設立の動機である。この大隈の政策の理念には、福沢諭吉の考え方が大きな影響を与えた。すなわち、福沢は大隈に再三書簡を送り、洋銀騰貴に際して、相場調整のため政府資金を貸し出す貿易金融機関の設立を強く提議している。もう一つの動機としては、一八七八、七九年ごろ、丸屋商店

の経営者早矢仕有的および同店と関係の深い中村道太は、洋銀相場の高騰、外国銀行の専横によるわが国外国貿易の受ける障害をのぞこうとして、貿易金融機関を設立しようとしていた。この二つの動機を結びつけたのは、福沢諭吉と中村道太の交友である。中村は以前から福沢に師事し、福沢も中村を信頼していた。そこで、貿易金融機関設立について、福沢は大隈に対して中村を強く推挙したのである。以上述べたように、横浜正金銀行の設立は、政府の経済政策と丸屋商店を中心とする民間からの設立要請の合致点に求められるのである。

創立願の提出 以上の経過をふまえて、いよいよ一八七九（明治十二）年十一月十日に、中村道太ほか二三名によって「創立願」が提出された。この創立願における創立目的は、(一)「国立銀行条例」の改正以後、銀行がいくつもと

設立されたので、国内商業については不便はないが、ここ数年来貿易收支の不均衡から貿易通貨の騰貴と不足をきたしたと、(二)そのために、金銀貨幣の流通を促進する機能を果たす正金銀行の設立が必要であること、の二点におかれた。この設立目的は大隈大蔵卿によって支持され、設立に向かうこととなる。当初、丸屋商店関係の小規模な銀行を設立する構想であったものが、政府の洋銀騰貴防止政策の重要な手段になうという、大きな意義と目的をもった銀行として設立される運びとなった。正式の創立願が提出される以前の十月に、正金銀行発起人総代の中村道太の名義で、正金銀行の名称を国立東海銀行と称したいという「銀行名称願」が提出された。これは中村道太の故郷ということから、東海銀行という名称を使用する案があったことを示しているが、結局、許可ならなかった。

つきに、設立発起人二三名の内訳を出身地別にみると、東京一名、山形一名、新潟二名、愛知四名、横浜五名となっている。この点、発起人のほとんどが横浜商人によって占められていた第二国立銀行・第七十四国立銀行とはまったく相違している。他府県から名を連ねた人びとは、地方の華士族・銀行家などであるが、中村道太の銀行経営能力を信頼して発起人となっ

たもの、福沢・大隈の正金銀行に対する考え方や熱意に動かされたものなどに分かれよう。ともあれ、第二、第七十四両国立銀行が横浜商人の機関銀行として設立され、成長していったのと異なり、横浜正金銀行は、横浜に存在していても、横浜商人というよりはもっと大きな政策上の必要から設立された銀行であり、その意味から発起人も広範だったわけである。

創立願には、(一)「国立銀行条例」に準拠して設立すること、(二)資本金は三〇〇万円とし、うち一〇〇万円は自分たち発起人で出資し、残りは株主を募集すること、(三)金札引換公債抵当証書を抵当として銀行紙幣を発行したいこと、の三点が述べられていた。しかし、このうちの(三)の紙幣発行権のみは、結局認められるにいたらなかった。

銀行の 開業許可 「正金銀行創立願」の提出を受けた大隈大蔵卿は、同年十二月十一日に大政官あてに上申書を提出した。その内容は、(一)正金銀行設立について許可願が出されたので許可したいこと、(二)明治初年以來の通貨制度・銀行制

度の整備によって、国内商業の発展に大きな役割を演じてきたこと、(三)金銀貨幣集散の中心的機関として正金銀行が設立されることの必要性を力説すること、の三点である。要するに、貿易銀を中心とした金銀貨幣がひとたび市場に流通すると、集散の中心がないから退蔵してしまい、その結果、洋銀価格の騰貴をもたらす。そこで、そのような集散を機能とする新しい銀行の設立が必要であるというのが、主たる内容であった。

この上申書を受けて、一八八〇(明治十三年)年二月十一日に正式の開業許可が正金銀行に与えられた。当時の新聞は「横浜正金銀行は一昨十一日いよいよ許可になり、近々設立の様子、その響きか昨日は洋銀相場が俄かに下落した」と報じている。この結果、設立準備がおこなわれ、二月九日までに資本金もいちおう集まり、いっさいの準備を完了したので、同日創立証書が提出され、それにもとづいて開業免許が下付された。開業は一八八〇年二月十三日であった。

正金銀行の資本構成 横浜正金銀行の当初資本金三〇〇万円が、政府出資と民間出資とから成っていたことは前述のとおりである。まず、政府出資についてふれてみよう。政府は、国庫準備金のなから銀貨一〇〇万円を支出して交付した。

その理由については、「準備金始末」は次のように述べている。政府が資本金を出資する例はこれまでなかったが、(一)目下輸出入不等、金銀貨騰貴の際、財政上欠くべからざる重要事件であるので特別の保護を加え、内外人民の信頼を勝ち得ることが大切であること、(二)正金銀行が漸次内外貿易の間に介して、財貨流通のための重要な手段を提供するために、欧米または中国の各国に向かって為替の事業を開設し、ひとつの外国為替銀行となることが必要であること、の二つの事情から特別に正金銀行への出資を許可するというものであった。とくに、ここではフランス銀行の例をひき、フランス銀行が半官半民の資本形態であり、かつ頭取・副頭取は政府が任命し、資本金の増減にいたるまでみな政府によって決定されているが、政府の保護と特権付与によって非常に大きな発展を示したと述べている。

政府が正金銀行に対して出資し、保護する立場をとることは、同時に政府から監督を受けることを意味する。すなわち、政府は出資するとともに管理官を派遣することを早くから決めていた。一八八〇年四月に制定された「横浜正金銀行管理官心得」によれば、管理官は銀行いっさいの業務を監督し、銀行に常駐して、定例および臨時の集会に出席し、自らが必要と認められた時は発議もおこなう任務をもっていた。正金銀行は、政府からこのような強い監督を受けることとなったが、のちに特殊銀行として位置づけられる萌芽がすでに創立時にあったことが明らかとなる。つまり、横浜正金銀行はわが国の金融制度において、外国為替銀行として位置づけられていたのである。

つぎに、民間出資について述べよう。資本金三〇〇万円のうち、一〇〇万円が政府出資であったことは前述のとおりであり、残り二〇〇万円は民間出資によってまかなわれた。当初、このうちの二〇〇万円を拠出するとされた発起人出資分が、結

局八〇万円あまりにしかならなかったもので、残りは公募によって集められた。しかし、開業前に五割を払い込む条件で、銀貨での資本調達はきわめて困難であった。そこで、資本金の払込みを五回に分割しておこなうことの許可を得た。しかし、それでも洋銀で払い込むことはむずかしかった。株式の応募者が正銀を購入することが、容易でなかったからである。また、銀行も一時に多額の正銀を必要としないことが明らかとなったので、結局、払込高の五分の四は紙幣でよいこととした。銀行はこの資金で金札引換公債証書を買入れ入れておき、おつて正銀の必要がある時、この公債証書を抵当として政府から正銀の貸下げを受けることとなった。このようにして、民間出資の分についても出資を完了した。

民間出資者で発起人以外のものは全部で一八七名（発起人とも二一〇名）で、このうち神奈川県在住者は四二名と約五分の一を占めるにすぎなかった。正金銀行の場合は、政府の銀行政策と結びついて、ひろく全国的基盤のうえに設立されたことを示すものといえよう。第二、第七十四両国立銀行がほとんど横浜商人のみに基盤をおいていたのと、まさに対照的であった。しかし、大口の株主のなかには、丸家善八・近藤良薫・木村利右衛門・早矢仕有的・茂木惣兵衛・小野光景・村松吉平・大谷嘉兵衛・大西吉松・安部幸兵衛・田中平八・原善三郎などの顔ぶれが見られ、横浜商人あるいは横浜の銀行家たちが積極的に協力していったことがわかる。横浜以外の地方のなかでも、大手の貿易商や銀行家が多く、正金銀行の規模や設立意義・業務等が高く評価されていたものと思われる。以上のように、横浜正金銀行の株主構成は、政府による強力な保護と全国的基盤に立脚した貿易金融機関としての特色をよく示している。銀行設立直後、福沢諭吉は大隈重信あての書簡においては、正金銀行の資本金三〇〇万円は過少であるとし、一五〇〇万円まで増資することを説いたが、これは結局実現せず、現実に正金銀行が増資したのは一八八七（明治二十）年で、金額も四五〇万円にしたのにすぎなかった。

三 横浜正金銀行の初期の性格

外国為替制度 横浜正金銀行の設立の意図が、銀貨の供給機関としての機能を發揮することにおかれたことは前述のとおりの内容と意義 であるが、実際に営業を開始してみると、正金銀行の取引の媒介をおこなうだけでは経営に行詰りをきたした。

とくに一八八〇年に入って、金融市場の事情が一変し、逆に紙幣不足を生ずるようになり、経営政策の転換を迫られ、外国為替業務を中心とせざるを得なくなった。正金銀行設立三か月後に、銀行は政府に「紙幣御貸下願」を提出し、年五割の利子で政府から紙幣を借り受けた。そして、この紙幣を貸し付けて正洋銀で返却せしめるという制度を通じて、国内輸出産業の保護にあたり、同時に貿易収支の均衡、ひいては銀貨騰貴の抑制をはかろうとした。この間に、明らかに政府の経済政策に転換があったように思える。つまり、従来は銀貨騰貴の原因を銀貨の供給不足に求め、そのため銀貨供給機関を設立するという考え方であったのが、このころになると、むしろ貿易収支の不均衡に銀貨騰貴の原因があるとしている。そこでまず、国内輸出商品を保護奨励して輸出を伸ばし、これによって貿易収支の均衡をはかり、もって銀貨騰貴の防止に寄与しようとしたものと考えられる。

この紙幣貸出制度をみると、紙幣貸出しは他の一般の銀行業務と切り離しておこなわれた。貸付期間は三か月以内で、金利は抵当や貸付期間の長短に応じて適宜決定されたが、返済は必ず一円銀をもってなさなければならなかった。紙幣貸出制度は出発後順調な発展をみせ、かなりの取引をみせた。ところが紙幣貸出しの活発化にともない、本来の銀行専業のいわゆる正金銀取引の勘定と混同される弊害が生じた。そこで、銀行内に新たに紙幣部が設置され、本来の銀行業務をつかさどる本部と計

算上も二分されることとなった。つまり、紙幣と正洋銀の取引については、両者の間に貸借勘定を設けて明確に区分し、混同をさせたわけである。以上、紙幣貸出制度について述べてきたが、この制度の意義はきわめて大きく、次の三点に要約できよう。(一)この制度は、政府の洋銀対策・銀行対策の転換のなかで、その流れにそって設けられたものであること、(二)この制度の開始によって、横浜正金銀行が貿易金融機関としての内容をいよいよ充実させていったこと、(三)この制度を契機として、外国為替業務が正金銀行の主業務となるような銀行の経営政策の転換へと進んでいったことなどである。

そこで、つぎに初期の経営上重要な地位を占めた「御用外国荷為替制度」について概説しておこう。同制度を設けたことの意味は、(一)海外直輸出の奨励、(二)その取立て代金で政府の在外支払いに充当すること、(三)海外よりの正貨の回収、の三つに求められる。すなわち、直輸出の奨励、紙幣の貸出しによる正貨の回収が、同制度の意義といえよう。当時、わが国の貿易収支の回復をはかるためには、生糸・茶等の直輸出を奨励する必要があるが、それらの荷為替取組みの需要がきわめて大きかった。そこでこれに応ずるためにはイギリス・アメリカ両国へ出張官を派遣して、荷為替業務をおこなわせる必要があった。そして、そのための資金を政府から借り入れなければならなかった。具体的には、政府からの預入金(借入金)は御用別段預金と呼ばれ、直輸出業者に対する貸付けないしは荷為替資金の提供にあてられた。資金の規模としては、三〇〇万円を限度とし、必要に応じて請求され次第、紙幣をもって預け入れられ、その輸出業者への貸出資金が返済されるに依りて返納されることとなっていた。御用荷為替制度の内容は以上のとおりだが、つぎにその実績を簡単にみておこう。当時生糸流通のための資金需要が高いにもかかわらず、一般の金融機関による生糸金融のための資金量が少なかったため、正金銀行は次の九銀行と約定をむすび、これらの銀行を通じて貸出しをおこなった。すなわち、東京第三十三国立銀行・東京第百国立銀行・豊橋第八国立銀行・東京丸家銀行(以上、いずれも上州または信州の支店)・松代第六十三国立銀行・福島第六国立銀行・須賀川第百八国立銀

行・三春第九十三国立銀行・福島第六国立銀行三春支店・上田第十九国立銀行である。貸出しは甲（内地各地方より海外直輸物品を開港場に輸送する荷為替資金）と乙（開港場より海外各国に向けるべき荷為替資金）とに分かれていた。このうち、甲資金の貸付けは各地方の銀行と約定書をかかわして、同銀行を通じてその為替取組みをおこなうものであり、乙資金は直輸営業諸会社の手を経て、英米その他に在留している正金銀行の出張員に向けて荷為替の取組みをおこなったものである。荷為替資金を貸し付ける時に、その約定書をかかわした銀行は横浜第七十四国立銀行ほか十五行であった。この御用荷為替制度は一八八〇年後半から八一年にかけて活発に利用されるようになった。そして、とくに直輸出のための荷為替金融は条件が有利ということもあって需要が大きく、ついには「御用別段預金」の一五〇万円増額を必要とするにいたった。ここに、初期の正金銀行が政府資金による外国為替銀行という性格を強くもっていたことが示されている。

経営の行詰り 一八八一（明治十四）年末にいたって、新たに大蔵卿に就任した松方正義は、政策の変更をおこない、紙幣整理の断行につとめた。すなわち、一方では紙幣を消却するとともに、他方においてはその兌換準備に充当すべき正貨の増殖をはかるべきだと考えた。そして、このために正金銀行の利用が囑望され、荷為替制度の運用により正貨を海外から吸収することの重要性が認められた。このように、紙幣整理のための積極的方策のひとつとして、直輸出の奨励、同荷為替の実施によって兌換準備にあてる正貨の増加をはかろうとしたのである。この点は、従来の大隈・佐野両者の考え方（貿易収支の均衡をはかることを第一義とする）とは根本的に異なっていた。また、大蔵卿松方は「御用荷為替制度」の運用に複雑な面があるとして、同制度の改正をおこなった。すなわち、(一)外国為替の取組みにあたって、為替券には渡した紙幣の金額、受けとるべき金額、および両者交換の際の為替相場・為替料の明記を規定した。これによって、紙幣価値の変動を利用しての投機を防いだ。(二)正金銀行自体が為替荷物につき厳重な検査をおこなうことを規定した。

このように、政策面からも外国為替制度の拡充が重視され、同時に荷為替資金の需要も激増したことから、一八八二年の一次的停滯を除いて、その後も一貫して同制度による運用資金の伸長がみられた。まず、政府から「御用外国荷為替資本預金」や「御用外国為替預金」として、正金銀行に預入れされた金額は年々増大をみせ、これにともなう正金銀行の海外荷為替取組高も著しい伸長を示した。

以上述べたように、横浜正金銀行の業績は外国直輸出荷為替資金の供給を中心に順調に推移したようにみえるが、経営面においては、一八八一年末から八二年にかけて非常な苦境に立つていった。その原因は、内外商況の激変、得意先の破産、荷為替および貸出金の一次的停滯、貸出しの放漫などに求められた。前述のように、八二年に一次的な停滯を示したが、この時期がまさにこれにあたった。他方、大蔵省は経営の悪化を経営の散慢化によるものと考え、経営の行詰りの調査すらおこなわれていない点を強く批判した。この間の正金銀行の損失見込みはきわめて大きかったが、とくに銀貨よりも紙幣での損失見込みがより大きかった。紙幣による全貸付金の約九一割が損失という有様であった。この時期が紙幣整理期にあたり、紙幣価値が徐々に回復していくなかでおこなわれただけに問題が大きかったといえよう。また内外荷為替資金の運用についても、ほぼ同様のことがいえた。内国の場合は約五三割、外国の場合は約四一割が損失となるという経営の乱脈ぶりがみられ、経営の散慢化が明らかとなった。こうして銀行経営の破綻を招いた正金銀行は、頭取を中村道太から小野光景に、さらに小野から白州退蔵に変えたが、抜本的な経営の改善をはかることができなかった。そして、経営の改善は一八八三年三月に就任した原六郎頭取にいたって、ようやく実現することになったのである。

四 経営の改善と「横浜正金銀行条例」の制定

経営の改善

白州頭取時代にも正金銀行の改善案が生まれたが、その骨子は政府の保護をいっそう強めることにあった。しかし、政府の保護を受けることは同時に政府の監督が強化されることを意味するので、銀行内にも官民分離論に立っての反対意見が生じた。そこで、松方大蔵卿は反対分子の所有する株式を大蔵省で買収し、いっさいを排除した。正金銀行の経営の改善は、まず反対派を排除し、行内を統一することからはじめられた。

原頭取の改善策も、考え方の基本において白州頭取時代のもものと変わらなかった。原は銀行の損失見込み、評価できる担保物権を徹底調査し、その確定損失を補填するため、別段積立金を滞貸し準備金に振り替えた。つぎに、基本的な改善方策として資本金の本位を通貨に改めた。その理由は、帳簿上三〇〇万円の資本金の半額以上は金札引換公債証書や紙幣からなっており、これを正金三〇〇万円というのは事実にあらずること、紙幣価値の回復でやがて銀紙の差がなくなることが予想されるので、今のうちに銀貨本位を廃止して通貨にかえておくことが好ましいことなどがあげられた。このほか、(一)積立金および別段積立金を通貨に改め、ことごとくこれを滞貸し準備に組み入れること、(二)所有の金札引換証書を金禄公債証書と交換すること、(三)市場の需要高に相当する銀貨を備えておくこと、(四)業務を区別して、紙幣部(主)、銀貨部(従)をおくこと、などが改善策の主要内容であった。原頭取の銀行改善方策のなかには、松方正義の財政金融政策に対する考え方が非常によくでている。当時、松方はすでに紙幣整理の完了と兌換制度の実施に自信をもっており、これを前提としての銀行改善案だからである。正金銀行は、これを受けて紙幣部を主体にしたわけである。

原頭取の改善策をすすめるためには、政府の多大の援助が必要であったが、その特別の配慮を受け、一八八五（明治十八）年には経営の立直しを完了することができた。損失を全額補填したうえで、十分な積立金勘定を保有したかたちで再出発することができたのである。

経営の発展

以上のような経過を通じて、いちおうの経営上の改善をみせてからの横浜正金銀行の業績は伸長し、外国為替銀行として次第に大きな位置を占めるにいたった。外国為替の取組高は年々増加をみせ、一八八七（明治二十）年には八三年の四倍の規模に達した。とくに、外国為替金業務（為替相場をもって取り組むもの）と、外国為替仮渡金業務（外国へ輸出する生糸に対し、為替金の前渡しや産糸地方から横浜までの為替金に使用するため、諸銀行へ貸し付けたものなどからなっている）の伸長が目立っていた。このなかには、内地荷為替制度の復活も含まれており、これが直輸出を伸ばすために果たした役割も大きかった。つぎに、この時期の外国為替業務のなかで重要なもう一つの問題は、外国商人に対する輸出荷為替取組の開始である。正金銀行は政府預入金である外国為替元預金の紙幣をもって銀貨を買入れ、為替を取り組み、この勘定をすべて原価で政府と決済するとともに、取組高に対して一〇〇分の二の手数料を支給されるのが、この制度の内容であった。

外国為替業務の活発化にともない、その原資としての政府関係預金の必要性も高まった。政府は御用外国為替預金のかたちで巨額の預金を正金銀行に預託し、その期待に応えた。日銀関係の預金・借入金を加えると、資金の大部分は政府資金ということになり、やがて特殊銀行としての位置に立つこととなる。

横浜正金銀行は経営の発展をみせたが、その性格は政府資金の運用機関、外国為替業務の担当機関という性格がきわめて強かった。松方財政の成果が挙がる過程において、正金銀行も松方の意図した兌換制度の開始による通貨の安定に協力して、外国からの正貨の吸収につとめた。しかし、政府は外国為替銀行として正金銀行をよりいっそう強く管理することをのぞみ、や

が「横浜正金銀行条例」の制定をみることとなった。

一八八四（明治十七）年、ロンドン出張所を支店に昇格させた。ロンドン支店の営業内容は、外国為替業務と政府の対外業務の代行であった。ロンドン支店の開設により、横浜正金銀行の位置はいっそう高いものとなった。

横浜正金銀行 横浜正金銀行は「国立銀行条例」に準拠しながらも、政府と特殊な関係に立つ特殊銀行の性格を強めてきた
条例の制定 ことは、これまで述べてきたとおりである。正金銀行の特殊銀行としての性格は、「横浜正金銀行条例」（一八

八七年七月制定・公布）の成立によっていっそう明確となった。当時、特別法にもとづいて創立された銀行は、中央銀行としての日本銀行だけであったことから、政府がいかに横浜正金銀行の役割を重視したかが理解される。

同条例によって、特殊銀行としての横浜正金銀行の制度上の特徴をみておこう。まず業務としては、内外国に支店を設置し、他の銀行と「コルレスポンス契約」を締結することによって、外国の為替、荷為替をおこなうことにおかれた。政府との関係については、(一)政府の命令を受け、内国または外国で公債や官金の取扱いをおこなう、(二)取締役の互選で決定された頭取について大蔵大臣の認可を受ける、大蔵大臣が必要と認める時には、日本銀行の副総裁が正金銀行の頭取を兼ねたり、正金銀行の頭取が日銀の理事を兼ねることができる、(三)大蔵大臣は官吏を派遣して業務や財産の状況を検査したり、銀行が条例に違反する行為があったとき制止することができることなどが規定されていた。

こうして横浜正金銀行は、名実ともに政府の保護・監督を受けた特殊銀行への道を歩むのである。



横浜正金銀行（1904年設立）

『横浜商業会議所月報』より

五 明治後期の横浜正金銀行

明治後期の横浜正金銀行は、景気変動にともなう一時的な業績の停滞はあったものの、概して好調な推移を示した。まず明治二十年代においては、「横浜正金銀行条例」の制定を受けて、政府および日本銀行との関係が改めて明確にされ、名実ともに大規模な外国為替銀行としての地位を確立した。次いで三十年代においては、海外店舗網の拡充、外債発行、満州地域における銀行券発行等、業務の伸長、営業範囲の著しい拡張をみた。そこで、本項では、貿易金融を中心に横浜正金銀行の業績を概観し、次いで経営上とくに問題となった制度の改善とその意義について述べてみよう。

業績の推移

創立以後明治年間における横浜正金銀行の業務の推移を表示してみると、表三一五八のとおりである。この表のとおり、横浜正金銀行の規模は創立初年末に比較して、一九一〇（明治四十三）年末には、払込資本金で八倍、定期当座通知預金等で二五二倍、諸貸金で三六倍、過去一年間の外国為替売買高で実に一七〇〇倍、資産総額で四〇倍、本支店出張所数で八倍と、いづれも著しい伸長をみせた。資本金の拡大、積立金の充実は、銀行が大規模銀行にふさわしい基礎を築いたことを示しているし、預金・貸金の急激な成長は銀行の業務の伸長を意味する。とくに、一年間における内外の各店間の外国為替売買高の急膨

表3-58 横浜正金銀行業務比較表

区 分	創立初年 末 現 計	第1 期末 (1886年末) 現 計	第2 期末 (1895年末) 現 計	第3 期末 (1899年末) 現 計	第4 期末 (1910年末) 現 計
払 込 資 本 金	千円 3,000	千円 3,000	千円 4,500	千円 12,000	千円 24,000
諸 積 立 金	—	1,141	4,140	7,892	16,600
定期当座通知預金等	326	713	11,361	38,323	82,343
諸 貸 金	1,870	4,211	8,675	22,026	68,339
過去1年間内外各店 間外為売買高	670	25,213	156,525	484,123	1,133,901
同 営 業 費	18	67	334	966	2,853
同諸勘定出納総額	85,903	733,630	2,364,014	9,438,382	28,907,074
資 産 総 額	6,433	27,596	50,474	177,411	262,445
本支店出張所数	3か所	6	8	13	23
海外為替取引銀行数	—	3か所	26	86	119
行員(日本人)の数	36名	55	117	212	541
行員(外国人)の数	—	8	18	26	145

注 『横浜正金銀行史』 386ページ。単位1,000円以下切捨て。

張は、同行が外国為替銀行として、わが国貿易金融の中核を占めるにいたったことを物語っている。この結果、一九一〇(明治四十三)年における輸出入高に占める同行内地各店における荷為替取扱額の比率は、きわめて高いものとなった。おもな商品別に示すと、輸出では生糸・屑糸五三割、綿糸四三割、羽二重・絹織物三二割、茶四七割、米三二割、その他も輸出総計で三四割となっている。また、輸入では、綿花六一割、時計・機械・金属等で三二割、大豆・豆粕四五割、砂糖三二割、雑品二五割、その他も輸入全体で三八割となっている。貿易高に占める同行為替取扱高の占める重要性をこの数値が物語っているといえよう。

しかし、このような業績の発展がまったく順調になされたわけではない。明治後半における貿易高と同行内地各店の外国為替取扱高を比較してみると表三一五九のとおりである。貿易高の伸びみると、外国為替取扱高が停滞を示したのは、一八九〇―一九一年、一八九九―一九〇〇年、一九〇八―一九〇九年であり、貿易高が伸びたにもかかわらず、外国為替取扱高が低下したのは一九〇三(明治三十六)年である。この期間を除くと、わが国の貿易高も同行外国為替